



お知らせ

被保険者証の更新について

北海道医師国民健康保険組合

本組合は、平成23年9月1日に被保険者証の更新を行います。新しい被保険者証は、9月1日にお手元に届くように組合から組合員の皆様へ直接、簡易書留により郵送いたします。

現在ご使用の被保険者証は、9月末日までに必ず所属の都市医師会または医育機関医師会事務局へ返還してください。

なお、ご返還いただく被保険者証を紛失された場合は、「被保険者証紛失届」をご提出ください。

また、平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設されたことにより、被保険者証の有効期限が各被保険者ごとに異なります。

《 被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を 》

当組合に加入しているご家族の方（従業員も含む）に異動（社会保険加入・退職等）が生じた時は、事実が生じた日から14日以内に所属の都市医師会または医育機関医師会事務局に届け出てください。

届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響しますので、ご注意ください。

◎ 資格取得（加入）＝出生、転入、社会保険離脱、従業員（准組合員）の雇用

添付するもの：住民票（写し可）

資格喪失の確認書類（加入直前まで社会保険加入または任意継続加入の場合）

◎ 資格喪失＝死亡、転出、社会保険加入、従業員（准組合員）の退職

添付するもの：被保険者証

高齢受給者証・限度額認定証など（組合から交付されている方のみ）

他の医療保険（協会けんぽなど）に加入の方は、加入の医療保険（協会けんぽなど）の被保険者証の写し（コピー）

※ 届け出用紙は、所属の都市医師会、医育機関医師会事務局または組合ホームページから入手できます。

組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

※ 届け出用紙の提出先は、所属の都市医師会または医育機関医師会事務局です。

ご不明な点がございましたら、当組合へお問い合わせください。

北海道医師国民健康保険組合

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目

TEL 011-271-7471 FAX 011-241-6414

